

香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月23日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第2号

香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県大学生等奨学金貸付条例施行規則（平成23年香川県規則第50号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後				改正前			
(返還の債務の履行猶予の申請等) 第13条 略 2 略 3 条例第9条第1号の規則で定める期間は、条例第7条第1項に規定する大学等を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過した日又は条例第8条第1項各号のいずれにも該当するに至った日のいずれか遅い日から同項各号のいずれかに該当しなくなった日までの期間とする。ただし、3年を上限とする。				(返還の債務の履行猶予の申請等) 第13条 略 2 略 3 条例第9条第1号の規則で定める期間は、条例第7条第1項に規定する大学等を卒業した日の属する月の翌月の初日から起算して1年を経過した日から条例第8条第1項各号のいずれかに該当しなくなった日までの期間とする。ただし、3年を上限とする。			
別表第1（第3条、第9条関係）				別表第1（第3条、第9条関係）			
区		分		区		分	
金額（月額）				金額（月額）			
大学	地方公共団体、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する大学		自宅通学するとき	大学	地方公共団体、国立大学法人（国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。以下同じ。）及び公立大学法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人をいう。以下同じ。）が設置する大学		自宅通学するとき
			自宅外通学するとき				自宅外通学するとき
私立の大学		学部	自宅通学するとき	私立の大学		学部	自宅通学するとき
			自宅外通学するとき				自宅外通学するとき

			とき	5万円又は 64,000円
		短期 大学	自宅通 学のとき	2万円、3万 円、4万円又 は53,000円
			自宅外 通学の とき	2万円、3万 円、4万円、 5万円又は6 万円
大学 院	修士課程及び専門職大学院の課程			5万円又は 88,000円
	博士課程			8万円又は 122,000円
高等 専門 学校	地方公共団体、独立行政法 人国立高等専門学校機構（ 独立行政法人国立高等専門 学校機構法（平成15年法律 第113号）第2条に規定す る独立行政法人国立高等専 門学校機構をいう。）及び 公立大学法人が設置する高 等専門学校	第4 学年 及び 第5 学年	自宅通 学のとき	2万円、3万 円又は45,000 円
			自宅外 通学の とき	2万円、3万 円、4万円又 は51,000円
	私立の高等専門学校	第4 学年 及び 第5 学年	自宅通 学のとき	2万円、3万 円、4万円又 は53,000円
			自宅外 通学の とき	2万円、3万 円、4万円、 5万円又は6 万円
専修 学校	国、地方公共団体及び国立大学法 人が設置する専修学校の専門課程		自宅通 学のとき	2万円、3万 円又は45,000 円
			自宅外 通学の とき	2万円、3万 円、4万円又

			とき	
		短期 大学	自宅通 学のとき	30,000円又は 53,000円
			自宅外 通学の とき	30,000円又は 60,000円
大学 院	修士課程及び専門職大学院の課程			50,000円又は 88,000円
	博士課程			80,000円又は 122,000円
高等 専門 学校	地方公共団体、独立行政法 人国立高等専門学校機構（ 独立行政法人国立高等専門 学校機構法（平成15年法律 第113号）第2条に規定す る独立行政法人国立高等専 門学校機構をいう。）及び 公立大学法人が設置する高 等専門学校	第4 学年 及び 第5 学年	自宅通 学のとき	30,000円又は 45,000円
			自宅外 通学の とき	30,000円又は 51,000円
	私立の高等専門学校	第4 学年 及び 第5 学年	自宅通 学のとき	30,000円又は 53,000円
			自宅外 通学の とき	30,000円又は 60,000円
専修 学校	国、地方公共団体及び国立大学法 人が設置する専修学校の専門課程		自宅通 学のとき	30,000円又は 45,000円
			自宅外 通学の とき	30,000円又は 51,000円

私立の専修学校の専門課程	とき	は51,000円
	自宅通学のとき	2万円、3万円、4万円又は53,000円
	自宅外通学のとき	2万円、3万円、4万円、5万円又は6万円

備考

- 1 「短期大学」、「大学院」及び「専門職大学院」とは、それぞれ学校教育法に規定する短期大学、大学院及び専門職大学院をいう。
- 2 「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。
- 3 「自宅通学のとき」とはその者の生計を主として維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいい、「自宅外通学のとき」とは自宅通学のとき以外のときをいう。

別表第2（第11条関係）

貸付けを受けた奨学金の額	年賦の最低額
20万円以下	3万円
20万円を超え40万円以下	4万円
40万円を超え50万円以下	5万円
50万円を超え60万円以下	6万円
60万円を超え70万円以下	7万円
70万円を超え90万円以下	8万円
90万円を超え110万円以下	9万円
110万円を超え130万円以下	10万円
130万円を超え150万円以下	11万円
150万円を超え170万円以下	12万円
170万円を超え190万円以下	13万円
190万円を超え210万円以下	14万円
210万円を超え230万円以下	15万円
230万円を超え250万円以下	16万円

私立の専修学校の専門課程	とき	
	自宅通学のとき	30,000円又は53,000円
	自宅外通学のとき	30,000円又は60,000円

備考1 「短期大学」、「大学院」及び「専門職大学院」とは、それぞれ

- 1 学校教育法に規定する短期大学、大学院及び専門職大学院をいう。
- 2 「修士課程」には、博士課程のうち、修士課程として取り扱われる課程及び修士課程に相当すると認められるものを含む。
- 3 「自宅通学のとき」とはその者の生計を主として維持する者と同居するとき、又はこれに準ずると認められるときをいい、「自宅外通学のとき」とは自宅通学のとき以外のときをいう。

別表第2（第11条関係）

貸付けを受けた奨学金の額	年賦の最低額
200,000円以下	30,000円
200,000円を超え400,000円以下	40,000円
400,000円を超え500,000円以下	50,000円
500,000円を超え600,000円以下	60,000円
600,000円を超え700,000円以下	70,000円
700,000円を超え900,000円以下	80,000円
900,000円を超え1,100,000円以下	90,000円
1,100,000円を超え1,300,000円以下	100,000円
1,300,000円を超え1,500,000円以下	110,000円
1,500,000円を超え1,700,000円以下	120,000円
1,700,000円を超え1,900,000円以下	130,000円
1,900,000円を超え2,100,000円以下	140,000円
2,100,000円を超え2,300,000円以下	150,000円
2,300,000円を超え2,500,000円以下	160,000円

250万円を超え340万円以下	17万円	2,500,000円を超え3,400,000円以下	170,000円
340万円を超えるもの	略	3,400,000円を超えるもの	総額の20分の1

附 則

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に締結されている大学生等奨学金の貸付けの契約については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。